

(目的)

第1条 この条例は、公務のため旅行する鯖江・丹生消防組合職員に対し支給する旅費および地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下「第1号会計年度任用職員」という。)に支給する費用弁償に関し、諸般の基準を定め、公務の円滑な運営に資するとともに、組合費の適正な支出を図ることを目的とする。

(令2条例5・令6条例4・一部改正)

(用語の意義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) この条例において「何級の職務」という場合には、鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(昭和44年条例第13号)第3条第3項に規定する給料表による当該級の職務をいうものとする。
- (2) 旅行とは、本邦(国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)第2条第1項第2号の本邦をいう。)における旅行をいう。
- (3) 出張とは、公務のため一時その在勤庁(管理者またはその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。))が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所)を離れて旅行することをいう。
- (4) 家族とは、職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。
- (5) 遺族とは職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹ならびに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
- (6) 旅行役務提供者とは、旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。)その他の規則で定める者(以下この号において「旅行業者等」という。)であつて、消防組合と旅行役務提供契約(旅行業者等が消防組合に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、消防組合が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うこと約する契約をいう。次条第9項において同じ。)を締結したものをいう。

(平21条例4・令6条例4・令7条例7・一部改正)

(旅費の支給)

第3条 職員(第24条の規定により費用の弁償を受ける第1号会計年度任用職員を除く。以下同じ。))が出張した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。

2 職員またはその遺族が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

- (1) 職員が出張中に退職、免職(罷免を含む。)、失職または休職(以下「退職等」という。)となつた場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。))には、当該職員
- (2) 職員が出張中死亡した場合には、当該職員の遺族
- 3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において地方公務員法第28条第4項の規定もしくは同法第29条第1項の規定またはこれらに準ずる事由により退職等となつた場合には、前項の規定にかかわらず旅費を支給しない。
- 4 職員が、当該職員の任命権者以外の機関の依頼に応じ公務の遂行を補助するため旅行した場合には、当該職員に対し旅費を支給することができる。
- 5 職員以外の者が組合の依頼または要求に応じ公務の遂行を補助するため証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し旅費を支給する。
- 6 第1項、第2項、第4項および前項の規定に該当する場合を除くほか、法令または他の条例に特別の定めがある場合その他組合費を支弁して旅行させる必要がある場合には旅費を支給する。
- 7 第1項、第2項および第4項から前項までの規定により旅費の支給を受けることができる者が次条第3項の規定により旅行命令等の変更(取消しを含む。同項および次条第4項ならびに第5条において同じ。))を受け、または死亡した場合その他の規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額または支出を要する金額を旅費として支給することができる。
- 8 第1項、第2項および第4項から第6項までの規定により旅費の支給を受けることができる者が旅行中天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかつた場合には概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部または一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内の金額を旅費として支給することができる。
- 9 第1項、第2項および第4項から第7項までに規定する場合において、消防組合が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(平21条例4・令2条例5・令7条例7・一部改正)

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により旅行命令権者の発する旅行命令または旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)によつて行わなければならない。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) 前条第5項の規定に該当する旅行 旅行依頼

- 2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によつては公務の円滑な遂行を図ることができない場合でかつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り旅行命令等を発することができる。
- 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認めた場合で前項の規定に該当する場合には、自らまたは次条第1項もしくは第2項の規定による旅行者の申請に基きその変更をすることができる。
- 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、またはその変更をするには、旅行命令票または旅行依頼票(以下「旅行命令票等」という。)に規則で定める事項の記載または記録をし、当該事項を当該旅行者に通知しなければならない。ただし、当該事項の記載または記録をするいとまがない場合には、この限りでない。
- 5 前項ただし書の規定により旅行命令票等に記載または記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令票等に同項に定める事項の記載または記録をしなければならない。

(平21条例4・令7条例7・一部改正)

(旅行命令等に従わない旅行)

- 第5条 旅行者は、公務上必要または天災その他やむを得ない事情により旅行命令等(前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。)に従つて旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。
- 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。
 - 3 旅行者が前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、または申請をしたがその変更を認められなかつた場合において旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は旅行命令等に従つた限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(平21条例4・令7条例7・一部改正)

(旅費の種類)

- 第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費および死亡手当とする。
- 2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
 - 3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
 - 4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。
 - 5 その他の交通費は、陸路(鉄道を除く。)旅行について、路程に応じ支給する。
 - 6 宿泊手当は、宿泊した夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
 - 7 宿泊費は、第15条の額を上限とした実費額により支給する。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として管理者が認める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。
 - 8 包括宿泊費は、第16条に規定する合計額を上限とした実費額により支給する。
 - 9 転居費は、赴任に伴う転居について、実費額により支給する。
 - 10 着後滞在費は、第18条に規定する額を支給する。
 - 11 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転について支給する。
 - 12 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費について、実費額により支給する。
 - 13 死亡手当は、職員が外国の在勤地において死亡し、または出張もしくは赴任のための外国旅行中に死亡した場合および外国在勤の職員の配偶者または子が、当該職員の在勤地において死亡した場合または家族移転費が支給される外国旅行(本邦内での移転を除く。)中に死亡した場合に支給する。

(令7条例7・一部改正)

(旅費の計算)

- 第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして最も経済的な通常の経路および方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上必要または天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路または方法によつて旅行し難い場合には、その現にとつた経路および方法によつて計算する。

(令7条例7・一部改正)

(旅費の請求手続)

- 第8条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者および概算払により旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとする者ならびに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書(当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。)を含む。以下この条において同じ。))に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出または支払をする者(以下「支出担当職員」という。)に提出しなければならない。この場合において、必要な書類の全部または一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費または旅費に相当する金額のうちその書類を提

出しなかったため、その旅費または旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給または支払を受けることができない。

- 2 概算払により旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後1週間内に当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 支出担当職員は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、1週間内に当該過払金を返納させなければならない。
- 4 支出担当職員は、その支出し、または支払った概算払による旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合または前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、支出担当職員がその後においてその者に対し支出し、または支払う給与または旅費の額から当該概算払に係る旅費額または当該過払金に相当する金額を差引かなければならない。
- 5 第1項の請求書または書類が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方式(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものをいう。次項において同じ。)をもって提出することができる。
- 6 前項の規定により請求書または書類の提出が電磁的方法により行われたときは、支出担当職員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書または書類を提出したものとみなす。
- 7 第1項に規定する請求書および必要な添付書類の種類、記載事項または記録事項および様式、第2項および第3項に規定する期間ならびに第4項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、規則で定める。

(令7条例7・全改)

(証人等の旅費)

第9条 第3条第5項または第6項の規定により支給する旅費は、特別の定めがある場合を除くほか国家公務員その他公職にある者には各その官公職相当の額、その他の者には、その都度管理者が定める旅費額とする。

(令7条例7・全改)

(鉄道賃)

第10条 鉄道賃は、鉄道(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道、軌道法(大正10年法律第76号)第1条第1項に規定する軌道および外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級の運賃の額とする。

(令7条例7・全改)

(船賃)

第11条 船賃は、船舶(海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級の運賃の額とする。

(令7条例7・全改)

(航空賃)

第12条 航空賃は、航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号および第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動するときは、最下級の運賃の額とする。

(令7条例7・全改)

(その他の交通費)

第13条 その他の交通費は、鉄道、船舶および航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。以下同じ。)を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項の規定にかかわらず、公務について自家用の自動車を使用して旅行した場合のその他の交通費の額は、1キロメートルにつき37円とする。

(令7条例7・全改)

(宿泊手当)

第14条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その1夜当たりの額は、国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号)第14条第1項および別表第3の一 本邦の表の額を準用する。

- 2 宿泊手当の額は、次条の規定により支給される宿泊費または第16条の規定により支給される包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1) 朝食または夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の2の額

(2) 朝食および夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の1の額

- 3 前2項の規定にかかわらず、旅行者が旅行中自宅(住所または居所もしくはこれに相当する場所をいう。)に宿泊する場合については、その夜数に応じた宿泊手当は支給しない。

(令7条例7・全改)

(宿泊費)

第15条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額の上限は、国家公務員等の旅費支給規程第13条および別表第2職務の級が10級以下の者の欄の額を準用する。ただし、特別の事情がある場合として管理者が別に定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(令7条例7・全改)

(包括宿泊費)

第16条 包括宿泊費は、移動および宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額の上限は、当該移動に係る第10条から第13条までの規定による交通費の額および前条の規定による宿泊費の合計額とする。

(令7条例7・全改)

(転居費)

第17条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(令7条例7・全改)

(着後滞在費)

第18条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費および宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(令7条例7・全改)

(家族移転費)

第19条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。次号において同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した第10条から第13条までの交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当および着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

- 2 旅行命令権者は、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(令7条例7・全改)

(退職者等の旅費)

第20条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等となつた日にいた地から退職等の命令の通達を受けた日にいた地までの旅費とする。

(令7条例7・旧第22条繰上・一部改正)

(遺族等の旅費)

第21条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次に掲げるものとする。

(1) 職員が出張のための旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じて職員が遺族の居住地と職員の死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

(2) 職員が赴任のための旅行中に死亡した場合には、前号のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第5号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(令7条例7・旧第23条繰上・一部改正)

(旅費の調整)

第22条 任命権者は、旅行者が消防組合以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情によりまたは旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費または通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費またはその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

(令7条例7・追加)

(外国在勤および外国旅行)

第23条 渡航雑費、死亡手当ならびに職員が外国を在勤地とする場合および外国旅行(国家公務員等の旅費に関する法律第2条第1項第3号の外国旅行をいう。)をする場合の規定においては、同法、国家公務員等の旅費に関する法律施行令(令和6年政令第306号)および国家公務員等の旅費支給規程の規定を準用する。

(令7条例7・追加)

(費用弁償)

第24条 第1号会計年度任用職員が、緊急やむを得ない理由により公務のため一時その在勤庁(旅行命令権者が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所)を離れて旅行した場合には、その費用を弁償する。

2 前項の規定により支給する費用弁償の額および支給の方法は、職員に支給する旅費の例による。

3 第1号会計年度任用職員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その費用を弁償する。

(1) 通勤のため交通機関または有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用して、その運賃または料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする者(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である者以外の者であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものおよび第3号に掲げる者を除く。)が通勤した場合

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする者(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である者以外の者であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものおよび次号に掲げる者を除く。)が通勤した場合

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする者(交通機関等を利用し、または自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である者以外の者であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)が通勤した場合

4 前項の規定により支給する費用弁償の額は、鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例第11条の2第2項の規定により職員に支給される通勤手当との権衡および支給単位期間(同条第8項に規定する支給単位期間をいう。)当たりの通勤回数を考慮して任命権者が定める。

5 前項に規定するもののほか、第3項の規定により支給する費用弁償の支給方法その他必要な事項は、別に定める。

(令2条例5・追加、令7条例5・一部改正、令7条例7・旧第26条繰上・一部改正)

(この条例の施行に関し必要な事項)

第25条 この条例の施行に関し、必要な事項は別に定める。

(令2条例5・旧第26条繰下、令7条例7・旧第27条繰上)

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年11月1日から適用する。

附 則(昭和45年条例第1号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出發する旅行から適用し、同日前に出發した旅行については、なお従前の例による。

附 則(昭和46年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年10月1日から適用する。

附 則(昭和48年条例第1号)抄

1 この条例は、公布の日から施行する。

3 この条例による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の旅費に関する条例の規定は、別に規定で定める日から適用し、同日前に出発した旅行についてはなお従前の例による。

(昭和48年規則第3号で昭和48年5月1日から適用)

4 当分の間、外国旅行の場合における旅費については国家公務員の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)の例により管理者が定める旅費とする。

附 則(昭和52年条例第2号)

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和53年条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

(職務の等級の切替え)

2 昭和53年4月1日に職員が新たに属することとなる職務の等級は、昭和53年3月31日にその者が属する等級が「特1等級」は「2等級」に、「1等級」は「3等級」に、「2等級」は「4等級」に、「3等級」は「5等級」に、「4等級」は「6等級」に、「5等級」は「7等級」に切り替えるものとする。

附 則(昭和57年条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和58年1月1日から施行する。

(鯖江・丹生消防組合職員の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 当分の間、改正後の鯖江・丹生消防組合職員の旅費に関する条例第10条第1項第5号および第11条第1項第4号の規定にかかわらず、特別車両料金および特別船室料金は支給しない。

(令7条例7・一部改正)

3 この条例は、条例施行日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則(昭和60年条例第4号)抄

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年条例第3号)

1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。

2 改正後の第11条、第17条第1項および別表の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則(平成10年条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の旅費に関する条例の規定は、施行日以後に出発する旅行について適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則(平成18年条例第2号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(鯖江・丹生消防組合職員の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

15 前項の規定による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の旅費に関する条例の規定は、切替日以後に出発する旅行から適用し、切替日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則(平成21年条例第4号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則(令和2年条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年条例第4号)

この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則(令和7年条例第5号)抄

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

附 則(令和7年条例第7号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第17条から第19条までの規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以降の赴任に係る旅行であって、同日前に出発した旅行については公布の日から適用する。

(経過措置)

- 3 この条例による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の旅費等に関する条例の規定は、前項に規定する場合を除き、施行日以降に出発する旅行について適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。
(鯖江・丹生消防組合職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)
- 4 鯖江・丹生消防組合職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例(昭和57年鯖江・丹生消防組合条例第2号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略